

障害福祉サービス等のさまざまなQ&A

1 居宅介護全般に関するQ&A

Q1-1 居宅介護および重度訪問介護ともに決定が可能か。

重度訪問介護の対象者については、原則重度訪問介護の決定とする。

ただし、重度訪問介護の事業所が不足しており、なかなか見つからない、従業員がいない等の理由がある場合は、居宅介護を認める場合がある。

Q1-2 介護保険施設に入居している人の居宅介護の利用は可能か。

原則不可。ただし、住宅型の有料老人ホーム等、高齢者住宅の場合は、要相談

Q1-3 グループホームに入居している人の居宅介護・重度訪問介護の利用は可能か。

グループホームへ入居中の利用者においては、居宅介護は利用できない。

重度訪問介護においては、必要性が認められる場合は利用することができる。

Q1-4 在宅就労中に、居宅介護の支援を利用できるか。

たとえ在宅就労の休憩時間であっても、利用は認められない。

Q1-5 基準量を超えた時の取り扱いは？

個々の利用者の障害状況や介護者の状況等により、支給基準量を超えたサービス支給量が必要で、市が認める場合には、支給基準量の2.0倍を上限として支給決定を行うが、その場合は、希望する支給量に対する理由書を別途添付する必要がある。

居宅介護、重度訪問介護において、それでもなお支給量が必要だという申請があった場合は、市の担当課で協議の上、障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）の委員の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めることとする。

2 居宅介護(家事援助)のQ&A

Q2-1 家事援助の範囲はどこまで？

上記の家事援助にも記載しているとおり、利用者本人以外のための行為（本人が使用しない部屋の掃除、部屋の模様替え、家族分の調理、ペットの世話など）や、日常的に行われる家事の範囲を超える行為（大掃除、衣替え、正月等の特別な調理など）、金銭管理、医療行為は家事援助として認められない。

Q2-2 病院の薬の受け取りは対象となるか。

利用者が受診した場合であれば、薬の受け取りを代行する行為として判断できる部分は対象となる。ただし、遠方への薬の受け取りは不可。あくまで、薬の受け取りを家事援助として代行する行為であり、利用者が受診していない場合にヘルパーが医師等へ病状等を伝える等の対応をした場合、薬の受け取りについては算定できるが、その他の部分については算定の対象にはならない。本人が受診していないことから、通院等介助でも算定の対象にならない。

Q2-3 本人同伴での買い物は可能か。

家事援助での買い物は、ヘルパーのみで行う買い物になる。本人同伴での買い物は家事援助としては認められない。

Q2-4 視覚障害者への代筆・代読は家事援助の対象となるか。

コミュニケーション介助として、郵便物・回覧等の代読、書類の代筆等、家事援助の対象となる。月10時間を標準支給量とする。

3 居宅介護(通院等介助)のQ&A

Q3-1 入院中に他の医療機関受診をするのに通院等介助は利用できるか。

利用できない。

Q3-2 選挙の投票に行くのは通院等介助にあてはまるか。

通院等介助での利用として認められる。

Q3-3 グループホームに入居している人の通院等介助は利用できるか。

基本的には事業所職員が付き添っていくことになるが、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合かつ事業所職員が対応できない場合のみ、10時間(かつ月2回を基本とする)を上限とし、通院等介助を算定することができる。

4 重度訪問介護のQ&A

Q4-1 医療機関に入院中での重度訪問介護は利用できるか。

障害支援区分6であって、入院前から重度訪問介護の利用をしている者に対して病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所中に重度訪問介護を利用し、コミュニケーション支援等を行うことは可能である。

Q4-2 宿泊を伴う重度訪問介護の利用はできるか。

重度訪問介護における宿泊を伴う外出については、支給決定時間の範囲内であり、社会通念上適当であるものと認められるものについて報酬の算定対象とすることができる。

1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することになる。

対象となる範囲は、宿泊先滞在中も含まれる。(居宅内での利用に係る介護の範囲と同様になる。つまり、重度訪問介護で算定できるサービス提供を行っている時間については可能。)

5 同行援護のQ&A

Q5-1 介護保険施設に入所中で、同行援護が利用できるか。

原則不可。ただし、住宅型の有料老人ホーム等、高齢者住宅の場合は、要相談

Q5-2 病院への通院について、同行援護における外出支援と居宅介護における通院等介助とはどちらが優先か。

同行援護と通院等介助（自立支援給付）について、優先関係はない。視覚障害者が通院と合わせて別の目的で利用するかなど、利用目的や実情に合わせ、支給申請書やサービス等利用計画を踏まえた支給決定が必要である。なお、通院のみの同行援護の利用も可能である。

Q5-3 医療機関の入院中、外出・外泊時に同行援護の利用はできるか。

医療機関（療養介護を含む）に入院するときには、入退院に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、利用可能である。

始点・終点については、医療機関から外出する場合は、医療機関において看護師等から引き継いで支援を開始するときが始点となり、医療機関において看護師等に引き継いだ時点が終点となる。

外泊する場合は、医療機関において看護師等から引き継いで支援を開始する時が始点となり、外泊先が終点となる。

Q5-4 同行援護対象者は、通院等介助とどちらを優先させるか。

どちらを決定してもいいが、通院等介助は通院にしか利用できない。

6 訓練等給付のQ&A

Q6-1 大学在学中の卒業年度もしくは高校卒業年度に、就労移行支援を利用することはできるか。

大学（4年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ。）在学中等の就労移行支援の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に 限って可能。

- 1 大学等や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、または困難である場合
- 2 大学・高校卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者
- 3 本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市が判断した場合

Q6-2 訓練等給付の併用の範囲は？

併用利用の場合は22日までしか認められない。

- 就労継続支援B型×自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 生活介護×就労継続支援B型
- × 就労継続支援A型と他の訓練等給付・生活介護
- × 就労移行支援と他の訓練等給付・生活介護
- × 障害者の通所系サービスと放課後デイサービス

Q6-3 在宅利用の支援における緊急時の対応について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL8より

『緊急時の対応ができること』については、緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元に駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」と明記されていることから、「1時間以内で駆けつけられる範囲」とすることを本基準として定める。

Q6-4 在宅利用が認められた場合の通知はあるか。

受給者証に「在宅利用／（事業所名）」と印字する。

Q6-5 「在宅でのサービス利用届出書」の提出をもって在宅利用が認められるか。

書類の提出をもって在宅利用のサービス更新を認めるわけではなく、提出書類の内容を精査した上での判断となる。必要に応じて、対象者との面談をさせていただく場合もある。また、在宅利用が認められた場合でも、期間を遡っての利用は認められないため、必ず事前に市に提出してもらう。

Q6-6 在宅利用する事業所を変更する場合の手続きはどのように行うか。

既に在宅利用が認められている場合でも、改めて受給者証に事業所名を印字するため、事業所を変更する場合は、改めて変更後の事業所が作成した「在宅利用における申出書」「個別支援計画の写し」を提出。

事業所を変更せずに利用していたことが判明した際には、報酬の返還等を求めることがある。

Q6-7 利用者の体調不良時に在宅利用できるか。

風邪等の感染症やその他疾病等による身体的な不調、精神疾患等による精神面の不調のいずれの場合において、在宅利用者が行う作業活動や訓練等のメニューが利用できる状態にないと判断される場合は、欠席として取り扱い、基本報酬の請求は不可。

Q6-8 利用者の臨時的な予定（通院、介護、子育て等）及び一時的な天候不良やインフルエンザ等の流行により事業所を臨時的に閉鎖する場合に在宅利用はできるか。

在宅利用については、個人的な予定や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用していただく必要があるため、上記のような場合における在宅利用は不可。また、事業所の臨時的な閉鎖の場合においても、在宅でのサービス利用者に対する適切な支援を行うことができないと判断されるため、在宅でのサービス利用者においてもその期間中の在宅利用は不可。

Q6-9 在宅就労中で、昼休憩等の時間帯にヘルパー支援を受けてもいいか。

在宅就労中は報酬算定上、通常の通所による支援と考え方は同じであり、就労中に他の障害福祉サービスを同時に受けることはできない。

Q6-10 入院中の利用について

入院中に、就労系サービスを利用することはできない。

入院中に利用できるサービスは、共同生活援助（体験利用）、地域移行支援のみである。

